

## ～ 車いすの借用についてお願い ～

### (借用の申込み)

車いすの借用を受けようとするものは、借用申請書により申込みをする。

### (利用期間)

車いすの貸出期間は2週間以内とし、続けて貸し出しする場合は最長2ヶ月とする。  
ただし、社協会長が適当と認めたときはこの限りでない。

### (借用料等)

車いすの借用料は無料とする。

### (留意事項)

- ① 貸出・返却の際は申請者ご自身が運搬する。
- ② 返却の際は、貸出を受けたときの状態に整備し返却すること。
- ③ 利用者の故意または重大な過失により、車いすを損傷した場合は、社協は当該利用者に賠償の責めを負わせることができる。
- ④ 車いす使用による事故等については、社協は一切責任を負わない。

社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会

〒292-0834

木更津市潮見2-9

TEL0438-25-2089